【表面】

インターンシップ参加届

インターンシップに参加する学生は、必ず「傷害保険」と「損害賠償責任保険」の両方に加入してください。インターンシップ届出書を提出し、受理された場合、そのインターンシップは学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の対象として承認されたものとします。届出書を提出しない場合は、保険が適用されません。

提出日　西暦　　年　　月　　日

学籍番号									

フリガナ	
氏　　名	
所　　属	
□　　学部　　学科　　年 □　土佐さきがけプログラム　　コース　　年 □ 総 合 人 間 科 学 研 究 科　　専攻　　課程　　年	
連絡先	（　　）
保険の 加入状況	傷害保険 □　学生教育研究災害傷害保険（学研災） □　生協の保険（学生総合共済/生命共済） □　その他　保険名（　　） □　インターンシップ先企業にて加入 損害賠償責任保険 □　学研災付帯賠償責任保険 □　学研災付帯学生生活総合保険 □　生協の保険（学生賠償責任保険） □　その他　保険名（　　） □　インターンシップ先企業にて加入

※保険の詳細は裏面をご参照ください。

インターンシップ先

企業等名	実施都道府県
	都・道・府・県
インターンシップ期間	
年　月　日 ～　年　月　日 年　月　日 ～　年　月　日 （実日数　　日間）	

【裏面】

インターンシップ参加届について

注意点

- インターンシップに参加する場合は、必ず行き先を大学へ報告してください。
- インターンシップに参加する前に、必ず「**傷害保険**」と「**損害賠償責任保険**」の**両方**に加入してください。
- 保険に加入していても、**インターンシップ参加前に届出書を提出しない場合は、保険が適用されません**。
- 上記で知り得た個人情報は、学生のインターンシップ参加状況の把握、本学教職員から学生への連絡及び通知に限り使用します。

保険について

＜傷害保険＞

- 大学に学ぶ学生が教育研究活動中に被った急激かつ外来の事故により自分の身体に被った被害を救済する災害補償制度です。

＜損害賠償責任保険＞

- 学生が正課、学校行事または課外活動において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われるものです。

加入状況については
・学研災（学生教育研究災害傷害保険）→「加入状況のしおり」参照または学生支援課
・大学生協学生総合共済→大学生協窓口
でそれぞれ確認ができます。

提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- 就職室に紙で提出する。
- 就職室宛てに電子メール（gs04@kochi-u.ac.jp）で提出する。